

たしかめて。火を消してから次のこと

西宮市消防局 西宮消防署 西宮消防署北夙川分署 西宮消防署西宮浜出張所 鳴尾消防署 瓦木消防署 瓦木消防署甲東分署 北消防署 北消防署山口分署

電話番号一覧

西宮市消防局	0798・26・0119
西宮消防署	0798・23・0119
西宮消防署北夙川分署	0798・74・0119
西宮消防署西宮浜出張所	0798・22・0119
鳴尾消防署	0798・49・0119
瓦木消防署	0798・63・0119
瓦木消防署甲東分署	0798・54・0119
北消防署	0797・61・0119
北消防署山口分署	078・904・0119

放火されぬ環境づくり

放火(疑いを含む)は過去16年連続して出火原因の第1位です。過去10年平均で、市内での放火件数は約30%を占める高い割合に

心肺そ生法を単純化

救急講習会で学ぼう

消防局は、より多くの皆さんに心肺そ生法を覚えてもらおうと、救急講習会を開催しています。4月から、従来の複雑

宝くじ助成事業
心肺そ生訓練人形
1体の寄贈を受ける

消防局は、より多くの皆さんに心肺そ生法を覚えてもらおうと、救急講習会を開催しています。

宝くじ助成事業
心肺そ生訓練人形
1体の寄贈を受ける

消防局はこのほど、宝くじ助成事業により、日本消防協会から「心肺そ生訓練人形」1体の寄贈を受けました。

これまで地域における自主救護体制の強化を目的とし、婦人防火クラブ員に対する心肺そ生法を中心とした講習会を推進してきましたが、一層の充実を図ってまいります。問合せは前記救急課へ。

火の取扱いは山でも注意して

火を消して、森を消さない心掛け。3月1日から5月31日まで、「山火事予防運動」が実施されます。

発災対応型防災訓練

皆さんの自主防災会でも

「防災とボランティア週間」(1月15日～21日)に合わせて、市内42地区の自主防災会が地域ごとに防災訓練を行い、約6,000人の皆さんが参加しました。

海辺のスパリゾートでフィットネス!

フィットネスクラブ エフィ 春の会員募集!

●期間:3月1日～3月31日 ●3月分会費無料(入会日より利用可能)
●リゾ鳴尾浜の全施設利用可(その他会員特典あり)

ご参加いただくもの		会費		入館料
個人会員・夫婦会員・満面会員	法人会員	月払(税別)	年一括(税別)	(1回利用料)
個人 15,000	個人 6,000	6,000	60,000	300
夫婦 30,000	夫婦 10,000	100,000	100,000	300(1名)
法人 75,000	法人 75,000	-	300,000	500(1名)
場遊 5,000	場遊 4,000	4,000	40,000	300

3月1日より受付開始 無料体験入会実施!

お問合せ:0798-46-1555 入会受付時間/10:00～20:00

事務手続きの一部が市から国へ

4月から変わります 国民年金

社会保険庁による国民年金事務の見直しが行われ、これまで市が取り扱っていた事務の一部が、4月から国へ移管されます(西宮市の管轄は西宮社会保険事務所(左上图参照)。また、新しく始まる制度や対象者が広がる制度もあります。市は、限られた事務だけを取り扱うこととなります。詳しくは市年金課(0798・35・3123、35・3124)へお問い合わせください。

【国民年金の相談窓口が変わります】
これまで市が国民年金に関する一般的な相談を受けていたが、4月から、年金に関する相談は西宮社会保険事務所が受け付けます(第1号被保険者期間のみを有する人は、現行どおり市が受け付けます)。
【保険料の納付方法が変わります】
保険料の納付先が、市から国になります。4月分から、国へ直接納めることとなります。これまで市が送付していた納付書は、国(社会保険庁)から送付されます。
平成13年度分(13年4月分～14年3月分)の納付書については、4月30日まで市が取り扱います。期限までに納めてください。
また、保険料を納めることのできる金融機関が拡大します。4月から、全国の銀行、郵便局、信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫で納めることができます。
口座振替については、4月以降も同じ口座から行う場合、郵便局を利用して納める人は、郵便局が社会保険事務所へ切り替え手続きをしてください。郵便局

ご存じですか? 様々な手当や給付

年金課は国民年金事務以外に、児童手当や市民福祉金などに関する事務も行っていきます。所得制限などにより受給できない場合もありますが、該当すると思われる人は年金課(0798・35・3189)へご相談ください。

健全な成長を願う 児童手当など
子供の健全な成長を願って児童手当を支給してまいります。所得制限などがあります。

市民福祉金
市独自の制度として、市内に引き続き一年以上住んでいる障害者や遺児に市民福祉金を支給しています。本人・配偶者・扶養義務者について所得制限があります。

外国人等高齢者・重度障害者に 特別給付金
国民年金の制度的な理由により老齢基礎年金や障害基礎年金を受給することができない外国人などの高齢者や重度障害者に、市独自の制度として、外国人等高齢者・重度障害者特別給付金を支給してまいります。

新しく始まる制度や対象者が広がる制度も

【児童手当】対象は義務教育就学前の児童を養育している人。支給期間は6歳到達後最初の年度末まで。
【児童扶養手当】対象は、父と生計をともにできないか重度障害などの父を持つ児童の母が養育者である人。
【特別児童扶養手当】対象は障害程度が中度以上の20歳未満の児童を養育する人。
【障害者や遺児に 市民福祉金】市独自の制度として、市内に引き続き一年以上住んでいる障害者や遺児に市民福祉金を支給しています。本人・配偶者・扶養義務者について所得制限があります。
【遺児福祉金】対象は18歳未満の児童(高校などに在学中のときは20歳未満)で両親または父が母がいない状態か、父または母が重度障害の人。
【外国人等高齢者・重度障害者に 特別給付金】国民年金の制度的な理由により老齢基礎年金や障害基礎年金を受取ることができない外国人などの高齢者や重度障害者に、市独自の制度として、外国人等高齢者・重度障害者特別給付金を支給してまいります。

阪神米穀のお米

べっさん

手巻き寿司でおひなまつり。3月3日はおひなまつり。手巻き寿司で、ひなまつりパーティーをどうぞ。家族みんなで、好きなネタを巻いて「オリジナル寿司」のできあがり。特別にこどもたち用のネタを中心にあげると、みんな大喜びで楽しいパーティーになること間違いなしです。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう! 国民運動」を応援しています。

本社 TEL.0798(26)0221(代表)